鳥取県公報

令和８年11月６日（金）
第９８３７号

毎週火・金曜日発行

目　　次

◇ **告　　示**　大規模小売店舗に関する変更事項の届出（688）（企業支援課）・・・・・・・・・・・・・2
公共測量の実施（２件）（689・690）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・3
公共測量の終了（２件）（691・692）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
河川法による工作物の撤去（693）（鳥取県土整備事務所）・・・・・・・・・・・・・・4
指定居宅サービス事業者の廃止の届出（694）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・4
◇ **調達公告**　一般競争入札の中止（教育委員会事務局教育センター）・・・・・・・・・・・・・・・・4

告　　示

鳥取県告示第688号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第５条第１項第５号及び第６号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第６条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和８年11月６日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス吉成店　鳥取市吉成725－１ほか

２　大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品　代表取締役　横山　英昭　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10－１

３　変更した事項

（１）　店舗の面積

変更前　2,355平方メートル

変更後　1,695平方メートル

（２）　施設の配置に関する事項

ア　駐車場の位置

６の書類に記載のとおり

イ　駐輪場の位置

６の書類に記載のとおり

ウ　駐輪場の収容台数

変更前　40台

変更後　30台

エ　荷さばき施設の位置

６の書類に記載のとおり

オ　荷さばき施設の面積

変更前　82平方メートル

変更後　50平方メートル

カ　廃棄物等の保管施設の位置

６の書類に記載のとおり

キ　廃棄物等の保管施設の容量

変更前　17.35立法メートル

変更後　11.60立法メートル

（３）　施設の運営方法に関する事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前　終日

変更後　開店時刻　午前９時　閉店時刻　午後10時

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前　終日

変更後　午前８時30分から午後10時30分まで

ウ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前　終日

変更後　午前６時から午後10時

４　変更年月日

令和７年３月１日

５　届出年月日

令和８年10月20日

６　縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

７　縦覧に供する期間

令和８年11月６日から４月間

８　縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。

９　意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、７の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第689号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月６日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　作業種類　公共測量（基準点測量）

２　作業期間　令和８年10月14日から令和９年３月15日まで

３　作業地域　鳥取市用瀬町江波

鳥取県告示第690号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月６日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　作業種類　公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）

２　作業期間　令和８年10月15日から令和９年３月15日まで

３　作業地域　倉吉市関金町安歩

鳥取県告示第691号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月６日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　作業種類　公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）

２　作業地域　鳥取市高住

３　終了年月日　令和７年９月29日

鳥取県告示第692号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土

整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月６日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　作業種類　公共測量（基準点測量）

２　作業地域　鳥取市佐治町古市

３　終了年月日　令和８年10月20日

鳥取県告示第693号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第１項の規定に違反して許可なく河川区域内に設置している工作物の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第75条第３項の規定により次のとおり告示する。

令和８年11月６日

鳥取県鳥取県土整備事務所長　米　　田　　憲　　司

１　次の表に掲げる工作物の所有者又は賃貸借その他により当該工作物を使用する権利を取得した者は、令和８年12月６日までに当該工作物を一級河川千代川水系湖山川の河川区域内から撤去すること。

工作物	数量	所在地（次の図に示すとおりとする。）
船	15隻	鳥取市松原110－16地先、同市福井2001－１地先、同市三津390－４地先、同1072－296地先、同市湖山町南四丁目751地先、同市湖山町南三丁目555－２地先、同市高住158－２地先

２　１の工作物が期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県鳥取県土整備事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第９項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び鳥取県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第694号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和８年11月６日

鳥取県中部総合事務所長　木　　本　　美　　喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団日翔会	倉吉デイサービスつばき	倉吉市余戸谷町3051－１	令和８年９月29日	令和８年10月１日	通所介護
社会福祉法人中部福祉会	はわいデイサービスセンターあずま園	東伯郡湯梨浜町大字光吉107－35	令和８年10月16日	令和８年10月15日	〃

調　達　公　告

令和８年10月６日付鳥取県公報第9828号で公告した一般競争入札を中止するので公告する。

令和８年11月６日

鳥取県教育センター所長　小　　谷　　智　　子

１　入札を中止する調達案件

鳥取県教育委員会におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンス調達業務　一式

２　入札を中止する理由

仕様書に不備があったため。